

桔梗が丘まちづくり委員会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 少子高齢化社会、地方分権の時代に対応し、コミュニティの増進、まちづくりの推進、ボランティア活動など住み良い桔梗が丘地区を創造するための活動を行い、桔梗が丘地域住民の福祉増進を図るため、桔梗が丘まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、事務所を名張市桔梗が丘公民館内に置く。

(会員)

第2条 委員会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び桔梗が丘地区で事業活動をする事業所を構成員とする。

2 構成団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- 一 桔梗が丘地区区長会
- 二 桔梗が丘地区婦人会
- 三 桔梗が丘地区老人クラブ
- 四 桔梗が丘地区子ども会育成会
- 五 各小中学校PTA
- 六 桔梗が丘地区民生児童委員協議会
- 七 桔梗が丘地区商店会連合会

3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体で委員会の趣旨に賛同するときは、理事会の承認を得て前項の構成団体とすることができるものとする。

(会員の役割)

第3条 会員は、各区の行事や隣近所とのコミュニティ活動、或いは、委員会が行うコミュニティの増進、まちづくりへの参画、ボランティア活動への参画などを通して、桔梗が丘地区を住み良いまちにするために貢献する。

2 会員は、委員会の活動にかかる経費の一部を区費として納入した分から総会で決定された金額を負担する。ただし、事業所にあつては、別に定める方法により算出された金額を負担する。

3 会員は、構成団体の一員として、また、委員会の運営に携わる委員として積極的に参画する。

第2章 組織

(組織)

第4条 委員会は、総会、理事会、役員会及び部会をもって構成する。

2 総会は、代議員制を導入し、会員の中から選出された代議員をもって構成する。

3 理事会は、第5条に規定する役員及び理事(以下「役員等」という。)並びに推進チーム代表をもって構成する。

4 役員会は、役員、総務部会長及び推進チーム代表をもって構成する。

5 部会は、総務部会、保健福祉部会、環境部会、教育文化部会、防災安全部会、自治振興部会及び広報部会の7つの部会を設置する。

6 理事会の諮問機関として審議会を設置することができる。審議会委員は会長が委嘱する。

(役員等)

第5条

1 委員会に次の役員等を置く。

会長 1名

副会長 2名

会計及び書記 各1名(事務局長及び事務局次長の充て職)

理事 若干名(10名程度)

2 会長は、区長会代表幹事を充てる。

3 役員は、会員の中から選出する。

4 理事は、部会長及び会長が指名する者をもって充てる。

(役員等の任期)

第6条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の役割)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を統括し、総会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、委員会の運営及び活動に伴う会議録作成事務を担当する。

4 会計は、委員会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。

5 理事は、委員会の運営及び活動を円滑に行うように努める。

(部会員)

第8条 部会に次の部会員を置く。

部会長 1名

副部会長 2名

書記 2名

会計 2名

部会幹事 若干名

部会員 若干名

ただし、部会長の判断により、副部会長、書記及び会計の人数をそれぞれ1名増減することができる。

2 部会員は、会員の中から選出する。

3 部会長は、会長が指名する。

(部会員の任期)

第9条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の運営)

第10条 部会に部会幹事会を置く。

2 部会幹事会及び部会の運営については、別に定める。

(部会員の委嘱)

第11条 部会員は、会長が委嘱する。

2 市から委嘱されている委員は、その関係する部会の部会員とする。

第3章 会議

(会議)

第12条 委員会の会議は、総会、理事会、役員会、部会及び部会幹事会とする。

2 会長が必要と認めるときは、拡大合同理事会を開催することができる。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する委員会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。

2 総会は、事業計画、予算及び決算、会則の改廃、その他重要事項を審議し、決定する。

3 会長が必要と認めるとき、或いは代議員の半数以上の要求によって、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

なお、総会に出席できない代議員は、議長に委任したものとみなす。

5 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。

ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の傍聴)

第14条 会員は、定期総会又は臨時総会を傍聴することができる。

(理事会)

第15条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、事業計画、予算及び決算、重要事項等を審議する。

(役員会)

第16条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、委員会の運営に関する事、理事会へ付議する事項等を調整する。

(部会)

第17条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会幹事会は、部会に付議する事項等の調整を行う。

第4章 代議員

(代議員の定数)

第18条 代議員の定数は30名とし、会長が委嘱する。

2 代議員は、会員のうち、各区から区長の推薦を受けた会員及び公募により選出された会員とする。

(代議員の任期)

第19条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議長等の選出)

第20条 代議員は、互選により議長及び副議長を選出する。

2 議長は代議員を統括し、総会の議長となる。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(代議員の役割)

第21条 代議員は定期総会又は臨時総会において、理事会が提案する議題を審議し、議決する。

2 代議員は、委員会の運営及び活動に関して、適宜意見、要望或いは提案をすることができるものとする。

(専門委員会の設置)

第22条 代議員は、専門的な調査、審議を行うため、次の各号の専門委員会のいずれかに所属する。

- 一 総務広報委員会
- 二 環境安全委員会
- 三 健康福祉委員会
- 四 自治教育委員会

2 専門委員会には、委員長及び副委員長を置き、会議を統括する。

3 委員長は、専門委員会で審議した結果を議長に報告する。

第5章 地域計画

(地域計画)

第23条 委員会は、名張市総合計画その他各種行政計画との整合を図り、住み良い桔梗が丘地区の創出に向けた地域計画を策定する。

2 地域計画の策定は、プロジェクトチームを設置することができる。

3 地域計画は、総会の承認を受けて決定する。

(個別計画)

第24条 委員会は、会長が桔梗が丘地区の重要な事項等を計画として作成する必要があると認めるときは、プロジェクトチームを設置し、計画策定を行うことができる。

2 個別計画は、特に重要と認められるときは、総会で決定し、それ以外は理事会の承認をもって決定する。

第6章 委員会の予算

(予算の決定)

第25条 予算は、第4条第5項に規定する部会の予算要求に基づいて、理事会で審査し、決定する。

2 ゆめづくり地域交付金の加算分については、それぞれ特定の目的に充当する。

3 第2条第2項及び第3項に規定する構成団体は、独自の事業を行うときは、補助金の交付を受けることができる。

4 理事会は、第1項及び第3項の予算要求または補助金交付申請があったときは、速やかに審査し、決定する。

5 補助金交付にかかわる手続き等は、別に定める。

(予算の執行)

第26条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき実施する事業に対して執行する。

2 前項以外に緊急を要する事業を実施する必要があるとき、或いは事業計画を変更して事業を実施しようとするときは、理事会の承認を得て、予算を変更することができる。

第7章 事業

(事業計画)

第27条 第17条第1項に規定する部会及び構成団体は、様式第2号に基づき、事業計画を作成し、予算要求にあわせて、提出する。

2 事業計画は、総会の承認を受けて確定する。

(事業実施)

第28条 事業計画に基づき、事業を実施しようとするときは、地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。

2 委員会又は構成団体が行う事業は、それぞれ区別して実施する。

(事業評価)

第29条 事業を実施したときは、様式第3号に基づき、事業の結果を分析し、評価を加える。

2 事業の評価が極端に低い場合は、見直し又は廃止する方向で検討する。

3 事業評価の結果は、理事会に報告し、承認を得る。

第8章 施設管理運営

(施設の管理)

第30条 委員会は、地域住民が使い勝手の良い施設として利用できるように、桔梗が丘公民館及び桔梗が丘南公民館(以下「公民館」という。)の管理運営を委託契約により行うことができる。

2 公民館の管理運営を行うときは、市民センターとして利用できる施設管理運営指針を名張市教育委員会と協議して別に定める。

3 公民館の管理運営組織及びスタッフは、別に定める。

(施設の利用)

第31条 公民館を会員の使い勝手のよい施設として利用できるように、公民館の利用料、利用時間、利用目的などの施設利用基準については、別に定める。

第9章 受託事業

(受託事業)

第32条 名張市の業務を委託契約に基づき地域が行う事業(以下「受託事業」という)は、次の各号に定める。

- 一 公民館管理運営業務
- 二 学童保育管理運営業務

2 前項以外に受託事業を行う場合は、理事会の承認を受ける。

(受託事業の契約)

第33条 受託事業の契約は、前条第1項各号に掲げる業務を所管する運営組織の代表者とする。

2 受託事業の執行にあたっては、前項の代表者が責任をもってあたる。

3 受託事業の契約にかかる内容は、理事会の承認を受ける。

(受託事業と予算)

第34条 1 受託事業で行う事業と予算は、独立採算性で行うものとする。

2 余剰金が生じた場合は、翌年度事業に充て、その解消を図るものとする。

第10章 事務局

(事務局体制)

第35条 委員会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局職員は、10名以内とし、会長が任命する。
- 4 事務局職員は、公民館管理運営職員を兼務する。

(事務局職員)

第36条 事務局職員は、原則として会員の中から公募し、選考により採用する。

- 2 事務局職員の選考は、理事会において行う。
- 3 事務局職員の勤務時間及び給与等勤務条件は、別に定める。

(事務局職員の職務)

第37条 事務局職員は、公民館長を補佐し、公民館活動を支えるとともに、委員会運営に関して、会長の命令に基づき円滑な運営に努める。

- 2 事務局職員の職務は、次の各号に定める。
 - 一 委員会の運営に関すること。
 - 二 公民館の管理運営に関すること。
 - 三 市との連絡調整に関すること。
 - 四 構成団体との連絡調整に関すること。
 - 五 その他会長が必要と認める重要なこと。
- 3 事務局長及び事務局次長は、公民館長及び会長の職務命令により、業務を遂行する。
- 4 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

第11章 推進チーム

(推進チームの役割)

第38条 推進チームは、委員会の運営及び活動を支援する。

- 2 推進チームは、円滑かつ活発な事業展開が図られるよう、市と委員会との連携調整に努める。
- 3 推進チームのチーフ又はチーフの命令を受けた者は、理事会等の会議に出席する。
- 4 推進チームは、会長から要請のある事項について、調査研究する。

(推進チームの人数)

第39条 推進チームの人数が不足するときは、会長が市に対して増員の要請を行う。

- 2 推進チームに専門スタッフが必要なときは、チーフはまちづくり支援室と調整し、人材の派遣を要請する。

第12章 会計

(会計)

第40条 委員会の会計は、一般会計と特別会計とする。

- 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 収入は、ゆめづくり地域交付金、会費、寄付金その他収入とする。
- 4 ゆめづくり地域交付金の加算分の会計は、別に定める。

(出納事務)

- 第 4 1 条 出納事務は、事務局長及び事務局次長が責任をもって処理する。
- 2 委員会の予算書に基づき、金銭を支出するときは、別に定める様式に基づき事務局長の決裁で行う。
 - 3 事務局長は、予算の執行状況を毎月理事会に報告する。
 - 4 出納簿は、5 年間保存する。
 - 5 出納事務取扱いについては、別に定める。

第 1 3 章 情報公開

(情報公開)

- 第 4 2 条 委員会の運営及び活動については、情報誌、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行う。
- 2 委員会に関する情報を公開し、会員の意見を求めるとともに、活動への参画を促進する。
 - 3 予算及び決算報告を毎年公表する。

(情報の共有)

- 第 4 3 条 会員が持っているまちづくりの情報を収集し、また、委員会の情報を会員に提供し、それぞれ情報を共有し、委員会の運営及び活動を行う。
- 2 情報を閲覧できるように公民館に情報コーナーを整備し、最新の情報を共有する。

第 1 4 章 評価と監査

(事業評価)

- 第 4 4 条 委員会が行う主な事業については、会員の中からモニターを抽出し、又は参加者から事業の成果等を聴取し、実施した事業の評価を行う。
- 2 事業評価の基準は、次の各号に定める。なお、詳細事項は別に定める。
 - 一 会員の満足度
 - 二 費用対効果
 - 三 波及効果
 - 四 参加者の数
 - 3 事業の評価は、次年度の事業計画に反映できるように努める。
 - 4 事業評価の結果は、毎年公表する。

(監査)

- 第 4 5 条 委員会の運営及び活動に対する決算及び業務審査を厳正な外部監査として行う。
- 2 監査は、会計年度の翌年 4 月末日までに行う。

(外部監査委員)

- 第 4 6 条 外部監査委員(以下「監査委員」という。)は、3 名とし、会長が選任する。
- 2 監査委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 監査委員の報酬は別に定める。

(監査結果の公表)

- 第 4 7 条 委員会は、監査結果を総会で報告し、承認を得るとともに、速やかに公表する。

第15章 雑則

(委任)

第48条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って別に定める。

(組織と活動の特例)

第49条 委員会の活動を円滑に行うため、小学校区を単位とした組織運営及び活動ができるものとする。

2 前項の小学校区を単位とした活動を行うときは、理事会の承認を受けなければならない。

(団体等の表彰)

第50条 委員会の活動に永年にわたり顕著な功績を残した団体又は個人を表彰し、功績をたたえる。

2 被表彰者の選考は、理事会で行い、総会の承認を受ける。

3 被表彰者の選考基準は別に定める。

なお、第1項の規定に関わらず、被表彰者はボランティア活動又は協議会の活動に永年にわたり顕著な功績を残した団体又は個人も対象にする。

(委員の委嘱)

第51条 委員会の各部会に参画する委員を会員の中から会長が委嘱することができる。

(報償制度)

第52条 役員、部会員その他会員で委員会の運営及び活動に積極的に貢献したと認めるときは、報償することができる。

2 報償する者は、理事会で決定する。

3 報償の対象者、報償額等必要な事項は別に定める。

(会則の改廃)

第53条 この会則は、総会において、出席代議員の過半数の議決により改廃することができる。

附 則

1. この会則は、平成15年 9月 6日から施行する。

2. 各協議会会則は、平成15年 9月 6日をもって廃止する。

3. 第8章施設管理運営第30条から第31条、第9章受託事業第32条から第34条、第10章事務局第35条から第37条の各条項については、別に定める日から適用する。

4. 第6条第1項、第9条第1項、第19条第1項及び第46条第2項の2年の任期の取扱いについては、平成15年9月6日から平成16年3月31日までを1年とみなすものとする。

7 この改正会則は、平成16年4月24日から施行する。